

津市生活支援体制整備事業実施要綱

平成 27 年 3 月 31 日訓第 32 号

改正 平成 30 年 3 月 30 日訓第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 4 第 2 項第 5 号の規定に基づく地域における生活支援及び介護予防サービスの提供に係る体制の整備等を促進する事業（以下「生活支援体制整備事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第 2 条 生活支援体制整備事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の育成及び活動する場の確保その他の資源開発に関すること。
- (2) 関係者間の情報共有、サービスの提供主体間の連携の体制づくりその他のネットワークの構築に関すること。
- (3) 地域の支援ニーズとサービスの提供主体の活動とのマッチングに関すること。
- (4) サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有及び連携強化の場の設置その他のサービスの体制整備に関すること。

(委託)

第 3 条 生活支援体制整備事業は、市長が適当と認める者に委託してこれを行うものとする。

2 前項の規定により委託を受ける者（以下「生活支援コーディネーター」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地域包括支援センターとの連携を円滑に行うことができる者
- (2) 地域においてコーディネート機能を果たすことができる者

(実施報告)

第 4 条 市長は、生活支援体制整備事業の進捗の状況に関し、生活支援コーディネーターに報告させることができる。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日訓第 29 号）

この訓は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。